

# 神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティア に対する事故給付金の支給に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年12月28日条例第65号。以下「条例」という。）の趣旨に基づき、県民等、市町村及び県機関の相互連携による安全安心まちづくりの推進を目的として、神奈川県内で地域の防犯性向上のために安全・安心まちづくりに係る活動（以下、「自主防犯活動」という。）を行う者への支援のため、自主防犯活動を行う者が、その活動中に、事故により負傷を負った場合又は死亡した場合において、事故給付金を支給することに関し必要な事項、及び、事故給付金事務に関する情報を県警察本部及び市町村に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (支給対象活動)

第2条 事故給付金の支給対象となる自主防犯活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 防犯のための安全マップ作成、防犯診断、防犯パトロールなど地域安全活動
- (2) 学校及び通学路安全確保活動
- (3) 防犯キャンペーンなど、防犯に係る広報・啓発活動
- (4) 少年非行防止に係る活動
- (5) (1)から(4)に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会
- (6) その他犯罪防止を目的とした活動であって、知事が認める活動

## (支給対象者)

第3条 事故給付金の支給対象となる活動者は、次の2つの要件を満たす団体（以下「団体」という。）のうち、神奈川県にあらかじめ登録した団体の活動に無報酬で参加する者とする。

- (1) 県民又は事業者が自主的に組織する民間の団体
  - (2) 前条に規定する活動を継続的かつ計画的に実施する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは事故給付金の支給対象としないものとする。
- (1) 少年補導員、防犯指導員など、県費で保険に加入している者
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者

## (団体登録等)

第4条 前条に規定する団体の登録は、団体の代表者が知事あて、安全・安心まちづくり団体登録申請書（様式1）により登録申請を行うものとする。

- 2 前項に規定する登録をできる団体は、同居の親族を除く二人以上で構成された団体とする。

- 3 団体の登録は、知事が安全・安心まちづくり団体登録申請書を受付した時点で完了するものとし、知事は、新規に団体登録をした場合、又は団体登録証記載事項に変更があった場合は、安全・安心まちづくり団体登録証（様式2）により、登録の完了を通知するものとする。
- 4 団体の登録の有効期間は、登録をした年度内とし、第7条第2項の事由に該当する等特段の事由がないかぎり、自動継続するものとする。

（調査）

第5条 知事は、必要に応じて、登録した団体の活動状況などを調査できるものとする。

（届出事項）

第6条 登録した団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに安全・安心まちづくり団体登録変更届出書（様式3）により知事に届け出なければならない。

- (1) 登録内容に変更があったとき。
- (2) 団体の登録を取り消そうとするとき。

（団体登録の変更及び取消し）

第7条 知事は、団体から前条第1号から第2号までの届出を受け付けた場合には、団体の登録内容を変更するものとする。

- 2 知事は、第5条の調査の結果、活動の実態がないと認められる場合又は前条第4号の届出を受けた場合には、団体の登録を取り消すものとする。

（支給対象事故）

第8条 事故給付金の支給対象事故は、第2条に規定する活動を行っている際又は活動場所への往復の途上で発生した事故とする。なお、次の場合は、事故給付金の支給対象としないものとする。

- (1) 活動者の故意又は重大な過失により生じた事故
- (2) 活動者の自傷行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故
- (3) 活動者の飲酒運転、無資格運転による事故又は薬物の影響下の事故
- (4) 活動者の病気に起因する転倒などによる事故
- (5) 天災に起因する事故
- (6) 戦争、暴動等による事故
- (7) もっぱら団体等の親睦を深めるための行事中及びその往復の途上で発生した事故
- (8) その他知事が事故給付金の支給にふさわしくないと判断した活動中の事故

（事故給付金支給申請）

第9条 前条に規定する事故が発生し、負傷を負った活動者又は死亡した活動者の相続人が事故給付金の支給を受けようとする場合は、事故の発生をすみやかに報告するとともに、次の書類により、知事に事故給付金の支給申請をしなければならない。

- (1) 事故給付金支給申請書（様式4）
- (2) 事故状況報告書（様式5）
- (3) 団体活動証明書（様式6）
- (4) 診断書（様式7）

2 事故給付金の支給の申請は、事故発生日から1年以内に行わなければならないものとする。

3 第1項に規定する団体活動証明書は、第4条の規定に基づき登録された団体の役員または構成員で同居の親族以外の証明でなければならない。

（事故給付金支給の決定及び支給額）

第10条 知事は第9条第1項による申請（以下「支給申請」という。）を受け付けたときは、審査の上、支給を決定するものとし、支給の額は次のとおりとする。

- (1) 事故により死亡した場合 50万円
- (2) 事故により全治1か月以上の負傷を負った場合 10万円
- (3) 事故により全治2週間以上の負傷を負った場合 1万5千円

2 事故給付金支給の申請を行った同一の事故で、県の他の見舞金、弔慰金の支給を受けた場合、その支給額の限度において、事故給付金を支給しない。

3 事故給付金支給の審査に当たっては、審査会を設置できることとする。

（支給）

第11条 知事は、事故給付金の支給決定後、申請者に対し速やかに支給の決定を通知するとともに、事故給付金を支給するものとする。

2 知事は、前項の決定を受けた者が、第3条第2項各号に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（県内市町村長及び県警察本部長への情報提供）

第12条 知事は、条例第2項及び第3項の趣旨に基づき神奈川県内における安全・安心まちづくりを推進する目的のため、この要綱に定める各様式に記載された情報の内容を、各団体の所在する地域を所管する県内各市町村長及び警察本部長に提供することができる。

（県内市町村長及び県警察本部長への照会）

第13条 知事は、支給申請を受け付けた場合は、その申請事実を確認するため、県内市町村又は県警察本部長に対して照会を行うことができる。

2 知事は、必要に応じ支給申請者又は第11条第1項の交付の決定を受けた者が、第3条第2項第2号に該当するか否かを県警察本部長に対して照会を行うことができる。ただし、当該照会のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事故給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県知事 殿

安全・安心まちづくり団体登録申請書

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、団体の登録を申請します。

団 体 名	[フリガナ] .....
代 表 者 名	[フリガナ] .....
団 体 所 在 地	[フリガナ] 〒 - 市・郡 区・町・村
上記所在地の分類	(一つだけ選択して○で囲んでください) 1.代表者自宅 2.団体建物 3. 防犯担当者自宅 4.その他 ( )
書類等の送付先 (防犯担当者様自宅等)  ※ 団体所在地と同じ場合は記載不要です。	[フリガナ] 〒 - 市・郡 区・町・村  [フリガナ] ..... 氏名 (防犯担当者等) :
電話等の連絡先	電話番号① (氏名: ) - - 電話番号② (氏名: ) - - ファクシミリ (氏名: ) - - 電子メールアドレス (氏名: ) @
活 動 内 容  該当する番号を○で囲んでください。 (複数選択可)	1. 地域安全活動 (防犯パトロール、防犯のための安全マップ作成など) 2. 学校及び通学路安全確保活動 3. 防犯に係る広報・啓発活動 (防犯キャンペーンなど) 4. 少年非行防止に係る活動 5. 上に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 6. その他( )
そ の 他	防犯等の活動を開始した年月 ( 年 月)  防犯等の活動に従事している人数 ( 名) [(注) 「延べ人数」ではありません。]  団体種別 (一つだけ選択して○で囲んでください。) (自治会・町内会、PTA、老人会、商店会、NPO 法人、その他の団体)

この様式に記載された情報は、「神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱」第12条の規定に基づき、神奈川県知事から、県内市町村長及び神奈川県警察本部長に対して、提供される場合があります。

ただし、当該情報の利用は、各市町村の支援施策での活用や登録団体あての各種防犯行事の案内文書の送付、県警察による自主防犯活動団体支援など、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の趣旨に基づく、神奈川県内における安全・安心まちづくりの目的に即した利用に限定されます。

(様式2)

年 月 日

様

神奈川県知事

安全・安心まちづくり団体登録証

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第4条第3項及び第5項の規定に基づき、次のとおり団体の登録が完了したことを通知します。

登録日	
登録番号	
団体名	
代表者名	
団体所在地	

神奈川県知事 殿

年 月 日

団体登録変更届出書

団体登録番号又は 団体名 (必須事項)	
申請者氏名	

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第6条の規定に基づき、団体登録事項につき届出します。

	選択して○で囲んでください。	現登録内容 (記載省略可)	変更後
団体名	変更あり・変更なし		
代表者名	変更あり・変更なし		[フリガナ]
団体所在地	変更あり・変更なし		〒 [フリガナ] 市・郡 区・町・村 上記所在地の分類 (○で囲んでください) 1.代表者自宅 2.団体建物 3.防犯担当者自宅 4.その他 ( )
書類等の送付先 (団体所在地と同じ場合は記載不要です。)	変更あり・変更なし		[フリガナ] あて先： 市・郡 区・町・村 [フリガナ] 担当者名：
電話等の連絡先	変更あり・変更なし	電話番号： ファクシミリ： 電子メールアドレス：	電話番号① (氏名 ) - - 電話番号② (氏名 ) - - ファクシミリ (氏名 ) - - 電子メールアドレス (氏名 ) @
活動人員数	変更あり・変更なし	名	名
活動内容 該当する番号を○で囲み、点線右側に昨年度実績及び本年度活動見込みを記入してください。 (複数選択可)		1. 地域安全活動 (防犯パトロール、防犯のための安全マップ作成、防犯診断など) 2. 学校及び通学路安全確保活動 3. 防犯に係る広報・啓発活動 (防犯キャンペーンなど) 4. 少年非行防止に係る活動 5. 上に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 6. その他( )	旧年度活動実績 回数： 回 延べ参加人数： 約 名 新年度活動見込み 回数： 回
( ) ←現在、防犯活動を実施していない等の理由により、団体登録の解除を希望する場合は左の欄に「○」をつけてください。			

この様式に記載された情報は、「神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱」第12条の規定に基づき、神奈川県知事から、県内市町村長及び神奈川県警察本部長に対して、提供される場合があります。ただし、当該情報の利用は、各市町村の支援施策での活用や登録団体あての各種防犯行事の案内文書の送付、県警察による自主防犯活動団体支援など、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の趣旨に基づく、神奈川県内における安全・安心まちづくりの目的に即した利用に限定されます。

(様式4)

年 月 日

神奈川県知事 殿

フリガナ

申請者

印

郵便番号

フリガナ

住所

電話番号

生年月日

年

月

日

性別

男・女

## 事故給付金支給申請書

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第9条の規定に基づき、事故給付金支給の申請をします。

被害者名	
申請者との関係	
事故発生日時	
事故発生場所	
傷害の程度	死亡 ・ 全治1か月以上の負傷 ・ 全治2週間以上の負傷 ※いずれかを○で囲んでください。

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、異議ありません。

様式4から様式7に記載された情報は、その記載事実を確認するため、「神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱」第13条第1項の規定に基づき、神奈川県知事から、県内市町村長及び神奈川県警察本部長に対して、照会する場合があります。



## 事故状況報告書

申請者名

被害者名		
事故発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃	
事故発生場所	住所 ( ) 施設名 ( )	
事故発生時の活動内容		
事故発生状況及び事故内容		
事故発生原因		
傷害の状況と治療状況	傷害部位	治療病院名
	傷害内容  骨折・捻挫・打撲 その他 ( )	初診日 年 月 日  全治までの期間 日間・ 週間・ 月

年 月 日

神奈川県知事 殿

## 団体活動証明書

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第9条の規定に基づき、次の者が事故給付金の申請を行った事故は、当団体の安全・安心まちづくりの活動に係る事故であることを証明します。

団体名 \_\_\_\_\_

団体役職 \_\_\_\_\_

証明者名 \_\_\_\_\_ 印

事故給付金申請者	
事故被害者	

## 診 断 書

受 傷 者	氏 名		生 年 月 日	
	住 所			
傷 害 名				
受 傷 部 位 ・ 様 態				
受 傷 の 原 因		(受傷者申告の内容を詳細にご記入ください。)		
診 療 開 始 日				
全 治 ま で の 期 間		全 治	日 間 ・	週 間 ・ 月
特 記 事 項				
上記のとおりであることを証明する。				
年 月 日				
医療機関住所				
医療機関名				
電話番号				
診断医師名				
印				